

中部山岳国立公園

公園計画変更書

[一部変更]

令和 5 年 3 月 31 日

環 境 省

目次

第1	公園計画の変更	1
1	変更理由	1
2	基本方針の変更内容	2
3	事業計画の変更内容	4
(1)	自然体験活動計画	4

第1 公園計画の変更

1 変更理由

中部山岳国立公園は、本州中央部に位置し、北は剱岳・白馬岳から南は乗鞍岳にかけて高峰が連なる我が国でも屈指の山岳国立公園である。本公園は、昭和9年12月4日に国立公園に指定され、昭和59年6月15日には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成4年に第1次点検、平成18年に第2次点検が行われている。

令和4年4月1日に自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）が施行され、国立公園等の魅力向上のためには適正なガイドツアーや開発や提供が重要であることを踏まえ、質の高い自然体験活動の促進を目的とした地域関係者による一体的な事業実施を促すため、協議会の設置及び自然体験活動促進計画制度が創設された。

本公園内には3,000m級の山岳地域から1,500m前後の高原地域まで、自然体験活動が可能な地域が多数凝縮されている。個々の地域ごとに活動の内容も多様であり、現在、地域課題を同時に解決することも目的に、多様な取組が様々な主体によって検討・実施されている。

このような状況を鑑みて、本公園の風致景観及び自然環境、利用状況等の特性を踏まえた質の高い自然体験活動を促進するため、公園計画に自然体験活動計画を追加し、地域が主体となった質の高い自然体験活動の促進を図る。

なお、今回の変更は、「国立公園の公園計画等の見直し要領」（令和4年4月1日付け環自国発2204016号）の2（3）イ「環境省が自然公園の保護又は適正な利用の観点から、政策的に規制、施設の直轄整備、利用拠点の整備改善又は自然体験活動の促進を早急に進めるために公園計画等を変更する必要が生じた場合」に該当することから、公園計画の一部変更として実施する。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表1：基本方針変更表)

	変更後	変更前
(2) 利用の方針	<p>（2）利用の方針</p> <p>本公園は、わが国における近代登山発祥の地であり、指定当時より現在に至るまで、基本的な利用形態としてはまず登山があげられ、本公園の核心をなす山岳地域については、今後も登山が基本となることにはならない。</p> <p>しかし、一方では、昭和30年以降の社会変化を反映して、本公園にあっても登山の大衆化だけにとどまらず、ハイキング、キャンプ、スキー等様々な野外レクリエーション活動が公園の利用形態として普及しつつある。</p> <p>また、立山黒部アルペングルートをはじめとした大規模な観光ルートの開設や利用拠点への到達手段の整備等に伴い一般観光客も膨大な数にのぼり、本公園をとりまく利用状況は大きく変わりつつある。</p> <p>従って利用計画の策定は、これらの状況を踏まえ、利用体系全体を再編成するという観点にたって、以下の基本方針によって行うものとする。</p>	<p>（2）利用の方針</p> <p>本公園は、わが国における近代登山発祥の地であり、指定当時より現在に至るまで、基本的な利用形態としてはまず登山があげられ、本公園の核心をなす山岳地域については、今後も登山が基本となることにはならない。</p> <p>しかし、一方では、昭和30年以降の社会変化を反映して、本公園にあっても登山の大衆化だけにとどまらず、ハイキング、キャンプ、スキー等様々な野外レクリエーション活動が公園の利用形態として普及しつつある。</p> <p>また、立山黒部アルペングルートをはじめとした大規模な観光ルートの開設や利用拠点への到達手段の整備等に伴い一般観光客も膨大な数にのぼり、本公園をとりまく利用状況は大きく変わりつつある。</p> <p>従って利用計画の策定は、これらの状況を踏まえ、利用体系全体を再編成するという観点にたって、以下の基本方針によって行うものとする。</p>

する。なお、公園計画として採択する歩道は、原則として一般の登山者が利用し、通常の維持管理が可能な路線に限るものとし、ヴァリエーション・ルート等特殊な登山技術を必要とするコースや利用性の著しく低いコースは除外する。

② 上高地、室堂、平湯等の集団施設地区については、風致景観の維持を図りつつ、利用者がより深く、自然と接することができるよう、博物展示施設、園地、野営場等自然探勝的な利用を促進する施設計画の充実を図る。

③ 公園内の利用拠点への到達道路については、原則として公園計画にとりいれ、沿線の風致景観の維持を図るとともに、過剰利用による自然環境及び利用環境の破壊を防止する必要がある場合には、利用規制計画によつて利用の適正化を図る。

なお、近年の国内利用者の自然体験の需要増加や、自然と文化体験などへのインバウンド利用者の増加を踏まえ、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動の推進を図ることとする。

必要な施設に限定する。なお、公園計画として採択する歩道は、原則として一般が可能な路線に限るものとし、ヴァリエーション・ルート等特殊な登山技術を必要とするコースや利用性の著しく低いコースは除外する。

② 上高地、室堂、平湯等の集団施設地区については、風致景観の維持を図りつつ、利用者がより深く、自然と接することができるよう、博物展示施設、園地、野営場等自然探勝的な利用を促進する施設計画の充実を図るため、詳細計画の一部変更を行う。

③ 公園内の利用拠点への到達道路については、原則として公園計画にとりいれ、沿線の風致景観の維持を図るとともに、過剰利用による自然環境及び利用環境の破壊を防止する必要がある場合には、利用規制計画によつて利用の適正化を図る。

3 事業計画の変更内容

(1) 自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

1. 本計画の対象地域

中部山岳国立公園全域

2. 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

中部山岳国立公園は本州の中央部に位置し、北は剣岳から南は乗鞍岳にかけて 3,000m 級の高峰が連なるわが国でも屈指の山岳地域である。白馬岳などをして有する後立山連峰、剣岳・立山などを有する立山連峰、槍ヶ岳などを有する穂高連峰、最南部にそびえる乗鞍岳などの山々で構成されている。大規模に切り立った岩壁、深く険しい渓谷、高山帶のお花畠やライチョウ、夏まで残る雪渓や氷河が削った U 字谷、火山がつくりだした湖や溶岩台地など、多彩な山岳景観を呈しており、訪れる登山者を魅了している。

また、標高 1,000～1,500m 前後に広がる高原地域には、上高地・白骨温泉・沢渡・乗鞍高原・奥飛驒温泉郷・扇沢といった多彩な利用拠点が存在する。これらは、地形やこれまでの利用方法の差により、それぞれ特徴ある利用が提供されるとともに、白骨温泉や奥飛驒温泉郷は豊富な温泉資源を活用した独自の温泉街としての景観が形成されている。乗鞍高原は古くから山の恵みを生活に利用していることにより、人と自然の共生した里山景観が形成されている。さらに上高地は、渓谷に土砂が堆積し、平坦な空間が形成され、その特異な地形は利用空間として国立公園指定以前より利用され、さらにウォルター・ウェストンにより日本アルプスとして紹介されたことで、世界的な知名度を得るとともに、我が国近代登山文化を作った地である。今日も、河童橋から望む穂高連峰の景観を目的とした利用者は多い。

3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該公園では、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア) 日本の屋根と呼ばれる山岳を体感できる自然体験の提供

山岳地域の高山帯に生息・生育する動植物や 3,000m 級の圧倒的な山岳景観、高原地域の持続可能（サステナブル）な暮らしを営む文化やそれにより形成された景観など、地域の個性ある魅力を、地域ごとに磨き上げつつ、それらをストーリーでつなぎ、当該国立公園でしか得られない感動・喜び・学び（知的好奇心を満たす経験）により満足感を与える自然体験プログラムを開発・提供する取組を支援する。

例えば、山岳地域においては、登山道の維持管理に参加し、自ら利用環境を整

えることが付加価値の高い体験となってきたことから、山小屋や登山道管理者等の関係者とともに自然体験プログラムを開発・提供すること等が考えられる。

イ) 生態系・野生生物の保護への配慮

自然体験活動のプログラムそのものが自然保护活動であるもの、また、自然体験活動の参加費の一部を活用し、当該国立公園の生態系や野生生物への保護活動を行う仕組みの導入を推進する。さらに、自然体験活動に至るまでの移動方法の環境配慮、活動全体を通しての環境への配慮の内在化を推進する。

ウ) 利用者負担の仕組みの導入

質の高い自然体験の機会を持続的に提供できるよう、また、持続可能な利用環境及び自然環境の保全のため、地域ごとのこれまでの維持管理状況等を踏まえ、実現可能な地域においては、利用に伴う利用者負担の仕組みの導入を推進する。

エ) 利用施設の適正管理及び定期モニタリング

持続的に利用施設を活用できるよう、当該国立公園内における自然体験活動を実施するフィールド等においては、定期的に利用施設のモニタリングを行うとともに、利用施設の特性や自然体験活動に応じた点検・修繕を図る。

オ) 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮

乗鞍高原、白骨温泉、沢渡、奥飛驒温泉郷などの地域は、地域住民の生活の場でもあるため、地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習を含む）を尊重し、地域住民の生活・文化に負担がかからないよう配慮する。

カ) 保護と利用が両立する自然体験活動の推進

山岳地域、高原地域ともに、適正な利用の推進が生態系保全や山岳遭難防止、過剰利用抑制などにつながる。そのため、公園利用者や地域の関係者が順守できるような、安全管理を含む利用ルールやマナーを定めるなどにより、両地域ともに自然の保護と適正な利用の両立を前提とした自然体験活動を推進する。

なお、現時点では、ヴァリエーション・ルート、冬山登山、バックカントリースキー等特殊な登山技術等を必要とする利用を対象とする自然体験活動は、本計画により推進する活動の対象外とする。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

地域ごとに促進する自然体験活動は次のとおり。

ア) 登山による利用が主となる山岳地域

登山、野生動植物観察ガイドツアー、登山道整備ツアー、3,000m級の山岳と日本ならではの山岳信仰や利用の歴史等の文化を融合させた地域独自の自然体験を目的とした観光（アドベンチャーツーリズム）の他、山岳地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動

イ) 様々なアクティビティが体験できる高原地域

トレッキング、伝統文化体験、野生動植物観察ガイドツアーや温泉等を活用した心身の健康増進を目的とした観光（ウェルネスツーリズム）、里山体験、カヤックツアーや山岳地域と連動したアドベンチャーツーリズム、E-bike（電動自転車）ツアーや自然のみならず環境全般や社会文化、経済への影響に十分配慮した持続可能な観光（サステナブルツーリズム）の他、高原地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動